懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　新保　義隆
　登録番号　21768
　事 務 所　東京都千代田区内幸町１－１－７
　ＮＢＦ日比谷ビル５階　新保法律事務所
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成28年４月25日

平成 28 年５月２日　　日本弁護士連合会

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、次のとおり公告します。

１．基金の名称　前田企業年金基金
２．事務所の所在地　山形県酒田市上本町６番７号
３．実施事業所の名称及び所在地　前田製管株式会社　山形県酒田市、前田コンクリート工業株式会社　山形県酒田市、前田建材工業株式会社　栃木県さくら市、鳥海採石工業株式会社　山形県鶴岡市、株式会社エーシーデー計画　山形県酒田市、両羽ロジスティクス株式会社　山形県酒田市、株式会社米沢マエタ　山形県米沢市、鳥海物流株式会社　山形県鶴岡市、株式会社オーエムアイ　宮城県栗原市、青森前田コンクリート工業株式会社　青森県十和田市、前田ホールディングス株式会社　山形県酒田市、株式会社マエタリース　山形県酒田市、前田株式会社　山形県酒田市、前田採石株式会社　栃木県さくら市
４．解散の理由　確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第１項による。
５．解散の認可があったものとみなされた事項
　当基金の事業主が規約型企業年金を実施することの承認を受け、当基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を当該規約型企業年金の事業主に移転・承継すること。
６．解散年月日　平成28年４月１日

平成 28 年５月 19 日
　山形県酒田市上本町６番７号
　　前田企業年金基金
　　理事長　前田　直之

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は確定給付企業年金法81条に基づく法85条第１項により、厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、施行令第59条に基づき次のとおり公告します。

１．清算人氏名　前田　直之
２．住所　山形県酒田市上本町６番７号

平成 28 年５月 19 日　　前田企業年金基金
　　理事長　前田　直之

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　もみじ銀行企業年金基金
２．事務所の所在地　広島県広島市中区胡町１番24号
３．実施事業所の名称及び所在地　株式会社もみじ銀行　広島県広島市中区胡町１番24号、もみじ銀行従業員組合　広島県広島市中区胡町１番24号
４．解散の理由　規約型企業年金制度への移行
５．本解散は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたもので、山口フィナンシャルグループ企業年金に当企業年金基金の権利義務を移転する。
６．解散の認可があったものとみなされた年月日
　平成28年４月１日

平成 28 年５月 19 日
　広島県広島市中区胡町１番24号
　　もみじ銀行企業年金基金
　　理事長　小田　宏史

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　小田　宏史
２．住所　広島県広島市中区胡町１番24号

平成 28 年５月 19 日
　広島県広島市中区胡町１番24号
　　もみじ銀行企業年金基金
　　理事長　小田　宏史

解散命令公告

岐阜県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、かつ、その所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成 28 年５月 19 日
　岐阜県飛騨県事務所長　小野　精三

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地
　金山砂利生産協同組合
　岐阜県下呂市金山町金山2315番地

教示

1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。
2　この処分に不服があるときは、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、この処分の取消しの訴えは、上記１の審査請求をした場合、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければならないこととされています。

行旅死亡人

本籍・氏名不詳、推定30歳代～50歳代の男性、白骨化した頭蓋骨

上記の者は、平成27年６月30日の午前11時55分ころ、いわき市小川町上小川字江田川向地内の沢内において、白骨化した頭蓋骨で発見されたものです。遺体は火葬に付し、遺骨はいわき市東田墓園に保管してありますので、心当たりの方は当市福祉事務所（小川・川前地区保健福祉センター）まで申し出てください。

平成 28 年５月 19 日
　福島県　　いわき市長　清水　敏男

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、身長約160㎝、推定年齢50～80歳、歯牙治療痕あり、シャツ、肌着、ジーパン着用、リュックサック、酒、虫除けスプレー等を所持、身分を証明するものは無し

上記の者は、平成28年２月５日午後１時35分頃、高槻市前島三丁目８番１号高槻クリーンセンターから南東方向に約300ｍの淀川右岸河川敷内にて、ほぼ白骨化した状態の頭蓋骨等が発見された。

遺体は火葬に付し、納骨堂に納骨しておりますので、心当たりの方は当市福祉事務所まで申し出てください。

平成 28 年５月 19 日
　大阪府　　高槻市長　濱田　剛史

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十九日
　札幌市白石区本通一七丁目南八番三五号
　　有限会社三愛測量
　　清算人　三上　静子

解散公告

当社は、平成二十八年四月十三日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十九日
　北海道恵庭市末広町五八番地
　　株式会社宮下測量設計
　　代表清算人　宮下　孝之